

独立行政法人日本貿易保険年度計画
(2 0 0 5 年度〔平成 1 7 年度〕)

05 - 一 般 - 00140

2 0 0 5 年 3 月 3 1 日

1 . 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 商品性の改善

組合包括保険制度の抜本的見直し

組合包括保険制度の見直しについては、平成 1 7 年度中の見直し案策定に向けて、これまでの保険運営状況の検証や、お客様のニーズ、海外における制度の調査を行い、付保選択制の導入や料率見直しの具体策について検討を進めます。

その際、組合包括保険制度以外の現行の保険商品、現在構築中の次期システムの開発についても、関連して必要な検討を行います。

現行保険商品の見直し

お客様からのご要望聴取や、対外取引形態の変化、海外輸出信用機関の提供する商品等に関する調査等を踏まえ、商品・サービスの全般的な見直しを定期的に行います。

対象契約範囲の拡大(これまで付保を行ってこなかった海外現地法人への信用付保など)をはじめとする商品性の改善については、年度内に可能なものから速やかに実施してまいります。

また、中小企業の海外市場へのチャレンジを支援するため、その輸出取引実態に合わせた利便性の高い商品の販売を平成 17 年度中に開始します。

(2) サービスの向上

お客様の負担軽減

各種諸手続のプロセスや必要提出書類の簡素化・合理化を進めるとともに、次期システム運用以降のオンライン手続開始に向けて開発を着実に進めます。

また、わかりにくいルール運用については明確化を進め、契約手続も適切なものとしします。具体的には、貸付契約に係る保険約款を輸出契約から分離するほか、各保険種において、てん補事由・解除事由、回収義務等の対象等の明確化を行います。

海外輸出信用機関との再保険協定締結による再保険ネットワークの拡充については、1 7 年度内に欧州を初めとする海外各機関との間で手続ワンストップ化に向けた交渉を進めてまいります。

意思決定・業務処理の迅速化

保険業務運営に係る知見を集約したナレッジシステムについては、共通データベ

ースである NEXI ライブラリのメンテナンスを行うと共に、必要な業務要件、運用要件の検討を開始します。

また、中長期案件に係る営業等をはじめ、業務実態に即した現在の組織体制の見直しを行い、意思決定・業務処理を迅速化します。

また下記の基準を厳守し、お客様との信頼関係の確立に努めるとともに、一層の迅速化に努めます。下記の遵守状況を含め、お客様憲章の履行状況とその見直しについてフォローアップを行います。

- ・ 信用リスクに係る保険金の査定期間を 60 日以下とする。
- ・ 保険料の算出を迅速化するために必要な簡素化を行った上で、試算に関する問い合わせには、必要な情報を提供された翌営業日まで（中長期 Non-L/G 信用案件については 5 営業日以内）に回答する。
- ・ 提出された保険契約申込書等に不備がある場合、5 営業日以内に連絡する。
- ・ 提出された保険金請求書及び添付書類に不備がある場合、3 営業日以内に連絡する。
- ・ 具体的な案件に係るお客様からの制度面の照会には 5 営業日以内に回答する。
- ・ 政府が締結する債務繰延協定等に基づく保険事故債権に係る回収金の配分は、日本貿易保険の口座に全額入金を確認された日の翌営業日までに送金処理の手続きを的確に行う。

上記の他にも、業務の効率化による審査期間の短縮等について、18 年度以降の実施に向けて必要な検討を行います。

業務運営の透明化とコンプライアンスの徹底

ホームページや各種広報媒体を通じた情報公開を積極的に行い、事業の公正かつ透明な実施を確保します。17 年度には、業務運営状況に係る統計の公開方法について、海外輸出信用機関との平仄をとりつつ、より分かり易く適切なものとなるよう見直しを行うほか、国による財務会計ルールに合わせた適切な経理を行います。

また、内部の業務管理体制を強化し、法令の遵守（コンプライアンス）、情報管理の徹底等に努めます。具体的には、17 年度内に個人情報や営業情報の保護・管理に必要な内部規定の整備やシステム対応を行い、業務を適切に管理する体制を整えます。その他、常に社会責任を自覚し、外部環境に配慮した組織運営を行います。

上記のほか、お客様憲章の徹底、お客様の意見聴取・ニーズの把握を常に行い、お客様との信頼関係を確立する体制を整えます。

（３）お客様のニーズの把握・反映やリスク分析・評価の高度化のための体制整備

広報・普及活動とニーズの把握・反映のための体制整備

現在の保険商品に関する広報・普及体制を充実させ、潜在的なお客様の発掘を積極的に展開します。

17 年度中には、ホームページのコンテンツについて様々なお客様を想定した改善を図るほか、引き続き本店・支店の職員が貿易保険を利用されたことのないお客

様に対して戸別訪問やメールマガジン発信等の手段による商品のご紹介を積極的に行い、新たな顧客基盤の獲得に努めます。

また、金融機関や NEXI 以外の公的機関など、こうしたお客様にアクセス可能な内外の関係諸機関との連携を業務委託等の活用によって強化し、効率的な普及活動を行います。

その際、新たなお客様のビジネス実態を踏まえて、お客様のニーズに応じた商品性の改善・新商品の開発を行い、保険制度の一層の普及につなげます。

リスク分析・評価の高度化のための体制整備

現在の案件のリスク審査手法について検討を加え、17 年度中に銀行向け中長期案件などの与信方法をリスクに応じて精緻化することにより、引受能力拡大を図るほか、引受に必要な保証措置の柔軟化や、バイヤー与信の改善、国別与信枠設定等の具体的方法について、18 年度以降の実施に向けた検討を進めます。

また、引受リスクに合わせて現行の保険料率の見直しを行います。

大型の保険金支払が生じた場合については、査定回収・審査・商品開発・営業の各担当者が参加して、事故原因と必要な対応策について共同で十分な検討を行います。これを踏まえて、審査・リスク管理、査定回収および保険引受条件等のあり方について見直しを実施するほか、必要に応じた体制整備を実施します。

専門能力の向上

対外取引の複雑化、産業界のニーズの変化等に伴い、貿易保険がてん補すべきリスクの性質も一層複雑なものとなりつつあることに鑑み、ニーズに応じて質の高いサービスを提供できる専門化集団となるよう組織全体の能力向上に努めます。

17 年度においても引き続きリスク分析、貿易実務、国際金融ビジネス、企業財務等に関する専門知識を有する人材の採用をすすめるとともに、十分な職員研修等を実施し、高度な専門性と実践能力の獲得に努めます。

また、職員の能力を最大限引き出せる効率的な目標管理・人事考課制度の整備に向けて17 年度中に具体的な検討を開始します。

その他、審査・情報収集能力や回収能力等を強化するため、JETRO や在外大使館等との関係諸機関との間で連絡を密にし、有機的な連携体制を整え、本邦企業による対外取引をより多面的かつ効果的にバックアップします。

(4) 重点的政策分野への戦略化・重点化

我が国対外取引の発展を担う公的機関としての役割に鑑み、国の通商政策、産業政策、資源エネルギー政策等における要請を十分に踏まえ、中期目標に示されている政策課題の達成に率先してとりくみ、その達成に向けて当該分野の引受リスクの質的および量的な拡大を図ります。

このため、以下の各政策課題について、引受リスク拡大に向けた商品・制度の普及に努め、政策の実現に貢献します。国別引受方針の見直しについては、国毎のリスクを踏まえつつ、国の政策と一致させるよう努めます。

ア) カントリー・リスクの高い国への対外取引の円滑化

イラクその他の中東地域、アフリカをはじめ、経済産業省より留意すべきものとして示される国・地域を中心として、適正かつ効率的な事業運営に支障が生じないよう適切なリスク審査を行いながら、リスク引受を積極的に行うとともに、必要に応じて制度改正等を検討してまいります。

イ) 経済連携強化に向けた取組

東アジア、ブラジル、インド、チリその他の国・地域について、貿易保険の引受拡大を通じてより一層効果的な経済連携が図られるよう、個別案件のスムーズな組成に努めるとともに、引受拡大につながる制度改善の検討等を行います。

また、当該国等の輸出信用機関との連携や、相手国内に進出した日系企業が現地通貨建てで社債を発行する際の保険の提供、既存商品の改善等を通じて、当該国等へのお客様の展開を支援します。

ウ) 中堅・中小企業の国際展開への支援

これまで保険のご利用実績が小さかった中堅・中小企業のお客様にとって、外国における市場開拓がスムーズとなるよう、貿易保険引受を通じた積極的なサポートを行います。

具体的には、中小企業の海外市場へのチャレンジを支援するため、その輸出取引実態に合わせた利便性の高い商品の販売を平成 17 年度中に開始します。

エ) 資源・エネルギーの安定供給確保に向けた取組の強化

我が国の原材料・エネルギー資源の中長期的な安定確保に貢献できるよう、お客様の海外での資源開発やインフラ整備等への取り組みを積極的にサポートします。

具体的には、安定確保に特に資する案件の引受を拡大するため、制度面の取り組みを含め積極的な対応を行います。

オ) 環境社会への配慮

グローバルな環境問題への意識の高まりを踏まえ、公的輸出信用機関としての社会的責任を果たすため、当該分野への対応を強化してまいります。

具体的には、環境社会配慮ガイドラインに基づく審査を的確に行うとともに、OECD における環境共通アプローチについての議論等を踏まえて対応してまいります。

また、京都メカニズムに関連するリスク引受については、お客様のニーズや海外輸出信用機関の対応を把握し、対応の可能性について検討を進めます。

カ) サービス分野その他の分野

知的財産権等ライセンス保険の活用を通じたコンテンツ分野の国際展開支援をはじめ、より効果的な活動支援が可能となるよう、案件の積極引受につとめます。

その他、お客様や国民の皆様からの要請の大きいテーマに自らが率先して取り組み、公的機関としての社会的責任を果たすよう努力します。

(5) 民間保険会社による参入の円滑化

お客様の選択肢の拡大のための商品の柔軟性向上

組合包括制度の見直しにおいては、組合員のお客様の付保選択制導入に向けた検討を進めます。

日本貿易保険の情報・ノウハウの民間保険会社への提供・共有

パンフレットやホームページ等の各種公表資料を通じた情報公開を行うことに加えて、個々のお客様との関係で問題とならない範囲において、民間保険会社への業務委託などを通じて、貿易保険商品に関する情報・ノウハウの提供・共有が円滑に行われるよう配慮します。具体的には、委託先・委託範囲の拡大を含めて、金融機関等と連携のあり方について検討を重ね、17年度より業務委託内容を拡大します。

2 . 業務運営の効率化に関する事項

(1) 業務運営の効率化

各業務プロセスの合理化や担当職員の能力の向上、外部委託の適切な活用に取り組み、一層の業務効率の向上を図るとともに、組織編成・人員配置が業務量の負担に対応した適切なものとなるよう常に注視し、必要に応じた見直しを行います。

また、人件費を含めたすべての費用について、当該支出の要否の検討、廉価な調達等に努め、業務費全体の効率的な利用に努めることにより、効率化を図ります。

特に、既存業務については、中期目標期間の最終年度(平成20年度)において、第一期中期目標期間の最終年度(平成16年度)の実績と比較して10%を上回る削減を達成することを目標として、17年度においても徹底した見直し・効率化を行います。

事務及び事業の一部について民間金融機関等への委託を行い、以て業務運営の効率化を図ります。第一期中期目標期間中に開始した民間損害保険会社3社への委託については、委託先・委託範囲の拡大を含めて、金融機関等と連携のあり方について検討を重ね、17年度より業務委託内容を拡大します

(2) 次期システムの効率的な開発及び円滑な運用

情報システムの最適化を実施するため第一期中期目標期間中に着手した次期システム開発については、平成18年の稼働開始に向けて引き続き効率的な開発を進めるとともに、現行システムからの移行が円滑に行われるよう万全を期します。

３．財務内容の改善に関する事項（予算、収支計画及び資金計画）

（１）財務基盤の充実

お客様に対して「確実な安心」を継続的かつ安定的に提供していくため、健全な財務内容を維持します。

具体的には、業務運営の効率化や、的確なリスク・マネジメントを通じた支出の抑制に努めると共に、保険事故債権の適切な管理および回収の強化を図り、安定的な収入の確保に取り組みます。

（ア） 予算計画（別添１参照）

（イ） 収支計画（別添２参照）

（ウ） 資金計画（別添３参照）

（２）債権管理・回収の強化

回収能力の強化、事故発生の防止・損害軽減に向け、下記の措置を講じます。

債権データの管理を的確に行うとともに、経済産業省や在外大使館など国の関係機関との緊密な連携体制を保ちます。

また、民間回収専門業者の活用については、中小企業向け保険商品の導入等を踏まえ、回収委託先の追加等も含めた拡充策を検討してまいります。

その他、職員への研修の充実等を通じて専門能力の一層の強化を図るほか、お客様に行って頂く回収についても制度改善の検討を行います。

非常リスクに係る保険事故債権については、引き続きパリクラブや債務国との間で締結する債務繰延協定への対応を含め、政府が行う保険事故に係る債務履行確保等に関する諸外国との交渉に対して、積極的かつ的確な対応を行います。

信用リスクに係る保険事故債権については、引き続きお客様の協力を得つつ、積極的な回収に取り組めます。このため、回収実績率等の把握に向けたシステム対応に１７年度内に着手するなど、必要な体制整備を行います。

各業務の適正化・効率化に資するため、大型の保険金支払が生じた場合については、査定回収・審査・商品開発・営業の各担当者が参加して、事故原因と必要な対応策について共同で十分な検討を行います。これを踏まえて、審査・リスク管理、査定回収および保険引受条件等のあり方について見直しを実施するほか、必要に応じた体制整備を実施します。

信用事故債権に係る決算処理については、１７年度より個別債権毎に回収可能性を勘案して資産計上することとしており、システム対応を含めて必要な処理体制の整備に努めます。

4 . 高い専門性を持った人材の育成（人事に関する計画）

（１）人材の確保

引き続き、常勤職員の一部に、国際金融、国際プラントビジネス、保険業務、財務等の分野において高度な専門性を有する民間企業等の人材を採用します。

また、目標管理制度に基づく業績評価や、業務実態に即した人事考課制度の整備等を通じて魅力ある就業環境を形成し、専門性の高い職員の定着に対するインセンティブの付与に努めます。

（２）人材の養成

個々の職員の専門性の育成に配慮した人事制度を構築するとともに、職員に対する研修制度の充実等により、民間企業等から採用した人材の専門的な知見を速やかに共有させ、専門性の高い人材の早期育成を図ります。

(別添 1)

予算計画

(単位 : 百万円)

区 別	金 額
収入	
業務収入	1 0 , 6 0 3
正味収入保険料	9 , 7 7 5
正味回収金	1 3 2
受取利息	6 9 6
その他業務収入	—
被出資債権からの回収金	1 6 , 7 9 2
有価証券の償還	—
短期借入金	—
計	2 7 , 3 9 5
支出	
業務支出	2 9 , 9 4 4
正味支払保険金	9 8 7
人件費	1 , 4 1 6
国庫納付金	2 5 , 0 0 0
その他業務支出	2 , 5 4 1
投資支出	4 , 5 3 0
システム開発等	4 , 5 0 0
その他投資支出	3 0
有価証券の取得	1 5 , 0 0 0
短期借入金返済	—
その他の支出	3 5 0
予算差異	2 2 , 4 2 9
計	2 7 , 3 9 5

(別添 2)

収支計画

(単位 : 百万円)

区 別	金 額
費用の部	
経常費用	8 , 8 8 5
正味支払保険金	9 8 7
業務費	5 , 1 7 8
その他経常費用	2 , 7 2 0
臨時損失	4 , 3 9 4
計	1 3 , 2 7 9
収益の部	
経常収益	1 0 , 1 0 7
正味収入保険料	9 , 7 7 5
正味回収金	1 3 2
その他経常収支	2 0 0
財務利益	6 9 6
臨時利益	1 1 , 8 5 4
計	2 2 , 6 5 7
純利益	9 , 3 7 8

(別添 3)

資金計画

(単位 : 百万円)

区 別	金 額
資金支出	
業務活動による支出	29,944
正味支払保険金	987
業務費	3,957
国庫納付金	25,000
投資活動による支出	19,530
財務活動による支出	350
翌年度への繰越金	7,376
計	57,200
資金収入	9,908
業務活動による収入	9,775
正味収入保険料	132
正味回収金	1
受取利息	—
その他業務収入	16,792
被出資財産からの回収金	—
投資活動による収入	695
財務活動による収入	29,805
前年度繰越金	57,200
計	